

様式第1号(1)

		所属所コード					
		職員番号					
申込番号 第 号 一般・特別・教育・災害 医療・結婚・葬祭 (○で囲む)				貸付区分 (○で囲む)			
貸付申込書				新規・借換			
申込金額	円	内訳	毎月償還	円	※決定金額		
			ボーナス償還	円	円		
		内訳	毎月償還	円	円		
			ボーナス償還	円	円		
給料月額		円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還	
給料月額に相当する額		円		一般貸付け	円	円	
給料月額に相当する額		円		特別貸付け	円	円	
				住宅貸付け	円	円	
				介護構造部分の貸付け	円	円	
				住宅災害貸付け	円	円	
希望する償還回数		毎月償還		回数	教育貸付け	円	円
		ボーナス償還		回数	災害貸付け	円	円
申込事由				医療貸付け	円	円	
対象者氏名		続柄()		結婚貸付け	円	円	
				葬祭貸付け	円	円	
				合計	円	円	
入学又は修学する学校名 (教育貸付けの場合のみ記入)		給与支給機関					
受取金融機関		共済・互助教職員専用口座					
団体信用生命保険(教育貸付けの場合のみ○で囲む)				適用・非適用			
公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、申し込みます。 令和 年 月 日 公立学校共済組合 佐賀 支部長 殿							
申込人	所属所名	(Tel)					
	現住所	〒 (Tel)					
	組合員資格 取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日					
	職名	フリガナ			満 歳		
	氏名	印					
上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 所属所名 所属所長名							

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)給料月額の欄は、申込みのときにおける給料(調整額及び教職調整額を含む。)を記入すること。

(3)対象者氏名の欄は、一般貸付け以外の貸付けで、申込事由対象者が申込人以外るときに記入すること。

(4)申込人は、自書すること。

(5)所属所長の印章は、公印とすること。

所属所コード	
職員番号	

貸付決定番号 第 号 証書番号 番号第 号

一般・特別・住宅・住宅災害
 介護(住宅)・介護(住災)・教育
 災害・医療・結婚・葬祭
 特例住災・介護(特例住災)
 特定住災・介護(特定住災) (○で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかににかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日

公立学校共済組合 佐賀 支部長 殿

借 受 人	所属所名			(TEL)
	現住所	〒		(TEL)
	職名	フリガナ		
		氏名	⑩	

注意(1)※印の欄は、記入しないこと。

(2)申込人は、自書すること。

本同意書は、署名、捺印のうえ貸付申込書と同時に提出してください。
ご提出いただけない場合は、貸付申込を受付することができません。

貸付事業における個人情報に関する同意書

貴共済組合への貸付けの申込みにあたって、個人情報を下記「貸付事業における個人情報の取扱いについて」のとおり取り扱うことに同意します。

貸付種別	
貸付申込金額	円
貸付申込年月日	令和 年 月 日

公立学校共済組合 佐賀 支部長 殿

令和 年 月 日

同意者

借 受 人	所属所名			(TEL)
	現住所	〒		(TEL)
	職名	フリガナ		
		氏名	印	

※必ず本人が署名・捺印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

<貸付事業における個人情報の取扱いについて>

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- 貸付けの審査・決定
- 貸付金の償還管理
- 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- 2に掲げる業務の実施
- その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の皆様の個人情報を、下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

< 提供時期 >
当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき

< 提供先 >
金融機関

< 提供先における個人情報の利用目的 >
貸付金を借受人の口座へ送金するため

< 提供される個人情報の内容 >
「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）

< 提供の手段又は方法 >
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

< 提供時期 >
当共済組合が、償還金の給与又はボーナスからの控除を依頼するとき

< 提供先 >
組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等

< 提供先における個人情報の利用目的 >
貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため

< 提供される個人情報の内容 >
「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）

< 提供の手段又は方法 >
電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

< 提供時期 >
借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）

< 提供先 >
損害保険ジャパン日本興亜株式会社（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >
貸付保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

- 「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- 保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

<提供の手段又は方法>

帳票を交付

※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※ 再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※ 共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 損害保険ジャパン日本興亜株式会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.sjnk.co.jp/>）をご参照ください。

(4) 団体信用生命保険関連

<提供時期>

○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）

○保険金請求時又は事前照会時

○その他生命保険会社が必要と認める時期

<提供先>

明治安田生命保険相互会社（共同取扱会社を含む）

<提供先における個人情報の利用目的>

団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

<提供される個人情報の内容>

○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）

○保険金請求時又は事前照会時に提出する資料に記載の個人情報（診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）

○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

<提供の手段又は方法>

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報（保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報）を含みます。

※ 再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※ 共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<http://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。

(5) 債務返済支援保険関連

< 提供時期 >

- 住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る）
- その他損害保険会社が必要と認める時期

< 提供先 >

明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）

< 提供先における個人情報の利用目的 >

債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため

< 提供される個人情報の内容 >

- 「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等）
- その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報

< 提供の手段又は方法 >

電磁的記録媒体又は帳票を交付

※ 再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※ 共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (<http://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>) をご参照ください。

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページ (<http://www.kouritu.go.jp/>) をご覧ください。

【通信欄】

借 入 状 況 等 申 告 書

公立学校共済組合 佐賀 支部長 殿

令和 年 月 日

申 込 人	所属所名	(TEL)	
	職 名	フリガナ	
		氏 名	印

※必ず本人が署名・押印して下さい。

※印鑑は、貸付申込書に押印されるものと同じものをご使用ください。

次の内容に相違ありません。

この申告書の内容や他の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故（貸倒れ）が発生した場合、その他貸付規程に違反した場合、公立学校共済組合が当該事実を申込人が所属する所属所の所属所長に通知することに同意します。

<当共済組合の借入状況>

(単位：円)

貸付種別	区 分	1 回当たり償還額 (毎月償還)	1 回当たり償還額 (ボーナス償還)
一般貸付け	新規・借替え・償還中		
特別貸付け	新規・借替え・償還中		
住宅貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
住宅災害貸付け（介護除く）	新規・借替え・償還中		
介護構造部分の貸付け	新規・借替え・償還中		
教育貸付け	新規・借替え・償還中		
災害貸付け	新規・借替え・償還中		
医療貸付け	新規・借替え・償還中		
結婚貸付け	新規・借替え・償還中		
葬祭貸付け	新規・借替え・償還中		
特例住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅貸付け	新規・借替え・償還中		
特例の既住宅災害貸付け	新規・借替え・償還中		
合 計		(A)	(B)

(注) 1 「区分」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 「1 回当たりの償還額」欄には、借替えの場合は借替え後の 1 回当たり償還額を記入してください。

3 住宅災害貸付のうち元金の償還が猶予されている貸付けに係るものは記入する必要はありません。

4 育休等猶予中の方は、猶予されている 1 回当たり償還額を記入してください。

5 育休等猶予金の倍返しを行っている方については、倍返しの部分を含めなくて記入してください。詳しくは支部に確認してください。

<当共済組合以外の借入状況>

(単位：円)

借入先	借入区分	借入年月日	当初借入金額	償還年額
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
	新規借入	年 月 日		
	既借入	年 月 日		
合 計				(C)

(注) 1 「借入先」欄には、借入先の銀行名、消費者金融名、団体名等、金融機関等の名称を記入してください。

<金融機関等の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他借入を受けている一切の団体等

※クレジットカードの一括払いによる支払は除く。

- 2 「新規借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日後に借り入れる予定の借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）
- 3 「既借入」の「償還年額」欄には、当共済組合への貸付申込日以前に借り入れた借入金に係るもので、当共済組合への貸付申込日の属する月の初日から1年間の「借入先」欄に記載する金融機関等へ返済する金額（ボーナス償還分を含む）を記入してください。（例：4月20日に当共済組合に貸付けを申し込む場合は、4月1日～翌年3月31日までに返済する金額）

<申込人の給料月額>

(D)	円
-----	---

(注) 貸付申込書に記入した給料月額を記入してください。

<償還限度額の算出>

(A) × 1.2	(B) × 2	(C)	左の合計	≤	(D) × 4.8

※この算式どおりにならない場合、貸付申込みを受け付けることはできません。

また、償還の確実性がないと認められる場合（債務整理について弁護士等に相談している場合を含む。）は貸付申込みを受け付けることはできません。